

社会福祉法人八千代会定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、総合的に多様な福祉サービスが提供されるよう創意工夫することにより、その利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

（イ）幼保連携型認定こども園の経営

（ロ）一時預かり事業の運営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 八千代会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県十日町市川治 877 番地 1 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。ただし、費用を弁償する事ができる。

第三章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の2日前までに各評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって召集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会の都度、出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事、監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わる事ができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。
- 5 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告する事を要しない事につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会の議事録は議事録作成者が記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに補欠として選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す

る。

(役員の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対する報酬は、無報酬とする。ただし費用を弁償することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長と他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事長が理事会の2日前までに各理事及び監事に対して、招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催する事ができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、その理事会の都度理事長もしくは理事の互選により選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(責任の免除)

第32条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意で重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般財団法人及び一般社団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除する事ができる額を限度として理事会の決議によって免除する事ができる。

(責任限定契約)

第33条 理事長を除く業務執行をしていない理事又は監事（以下「非業務執行理事等」とする）が任務を怠った事によって生じた損害について社会福祉法人に対して賠償する責任は、当該理事等が善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円以上あらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結する事ができる。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金1,000,000円
- (2) 新潟県十日町市川治877番地1、871番地1、873番地、874番地1、及び875番地1所在の鉄筋コンクリート造2階建慈光こども園園舎 一棟 (1261.26平方メートル)
- (3) 新潟県十日町市川治4522番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建交流施設 一棟 (98.80平方メートル)
- (4) 新潟県十日町市川治4510番所在の慈光こども園敷地1,000.48平方メートル
- (5) 新潟県十日町市川治4522番所在の慈光こども園敷地329.00平方メートル
- (6) 新潟県十日町市川治875番1所在の慈光こども園敷地303.00平方メートル

- (7) 新潟県十日町市川治 4511 番所在の慈光こども園敷地 16.0 平方メートル
- (8) 新潟県十日町市川治 871 番 1 所在の慈光こども園敷地 880.0 平方メートル
- (9) 新潟県十日町市川治 873 番所在の慈光こども園敷地 106.0 平方メートル
- (10) 新潟県十日町市川治 874 番 1 所在の慈光こども園敷地 462.0 平方メートル

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、十日町市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、十日町市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第37条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合は、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、十日町市長の認可（社会福祉法
第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければな
らない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を十日町市長
に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人八千代会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子
広告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基
づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	大 谷 法 禅
理 事	高 橋 万 平
理 事	竹 内 富 雄
理 事	上 村 国 雄
理 事	高 橋 秀 雄
理 事	大 島 典 子
監 事	柳 東 作
監 事	柳 シ ン

附 則

この定款は、昭和58年11月2日から実施する。

附 則

この定款は、昭和59年7月20日から実施する。

附 則

この定款は、平成4年4月17日から実施する。

附 則

この定款は、平成5年12月24日から実施する。

附 則

この定款は、平成10年6月1日から実施する。

附 則

この定款は、平成11年10月3日から実施する。

附 則

この定款は、平成 14 年 2 月 15 日から実施する。

附 則

この定款は、平成 17 年 1 月 27 日から実施する。

附 則

この定款は、平成 17 年 10 月 11 日から実施する。

附 則

この定款は、平成 21 年 6 月 3 日から実施する。

附 則

この定款は、平成 24 年 11 月 7 日から実施する。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 13 日から実施する。

附 則

この定款は、平成 26 年 9 月 4 日から実施する。

附 則

この定款は、平成 28 年 1 月 6 日から実施する。

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 22 日から実施する。

附 則

1. この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

2. 第 5 条で定める評議員の人数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は「4 名以上」**とする**。

4. 社会福祉法人八千代会定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人八千代会(以下「法人」という)定款第25条の規定により、法人の管理運営等の細部について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長の専決)

第2条 第5条第1項に定める、理事長が先決できる日常の軽易な業務は、次の業務とする。ただし、次の業務について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合においては、理事会において選任する他の理事が専決する。

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4 設備資金の借入にかかる契約であって予算の範囲内のもの。
- 5 建築工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。ただし、必ず契約伺等により理事長決裁を得ること。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。(160万円まで)
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等の工事。(250万円まで)
 - ウ 緊急を要する物品の購入、工事・製造の請負等。
- 6 基本財産以外の固定資産の取扱及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。その際、固定資産処分伺いによって理事長の承認を得る事。
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品で減価償却後の評価額10万円以下のもの、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- 8 予算上の予備費の支出。
- 9 利用者の日常の待遇に関すること。
- 10 利用者の預り金の日常の管理に関すること。
- 11 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年12月17日から施行する。